

平成25年第1回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成24年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成24年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成25年度墨田区一般会計予算
- 4 平成25年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 5 平成25年度墨田区介護保険特別会計予算
- 6 平成25年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

条例

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区附属機関の設置に関する条例
- 5 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例
- 10 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例
- 11 工場立地法区準則条例
- 12 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 13 墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例
- 15 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例
- 16 墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例
- 17 墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例
- 18 墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例
- 19 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 20 墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例
- 21 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 22 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
- 23 墨田区障害者審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

- 24 墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例
- 25 墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例
- 26 墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例
- 27 すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例
- 28 墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- 29 墨田区居宅介護支援事業所条例を廃止する条例

平成25年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

ア 社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料等の新設

社会福祉法の一部改正(23.8.30公布、25.4.1施行)により、主たる事務所が区の区域内にある社会福祉法人に係る認可等の事務を区が行うこととされることに伴い、社会福祉法人に関する理事の証明及び税額控除対象法人の証明の事務に係る手数料を新設する。

イ 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定(24.9.5公布、24.12.4施行)により、低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務を区が行うこととされたことに伴い、当該事務に係る手数料を新設する。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

2 墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方自治法の一部改正(24.9.5公布、25.3.1一部施行)により、政務調査費の名称及び交付目的が改められるとともに、その経費の範囲を区の条例で定めることとされることに伴い、所要の改正をする。

(2) 施行期日等

別紙2のとおり

3 墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方自治法の一部改正(24.9.5公布、25.3.1一部施行)により、政務調査費の名称が「政務活動費」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年3月1日

4 墨田区附属機関の設置に関する条例

(1) 制定理由

協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本理念に基づき、区民等の区政参加に係る権利を明確化するため、区の政策過程に一定の役割を担っている会議体を地方自治法上の附属機関として位置付ける。

(2) 内容、施行期日等

別紙 3 のとおり

5 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

業務の民間委託の推進、事務事業の見直し等により職員の減員が可能となるため、職員定数を次のように改める。

区長等の事務部局の職員 1,924人 1,894人(30人)

(2) 施行期日等

本年4月1日

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

財団法人墨田まちづくり公社が一般財団法人に移行することに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

墨田区規則で定める日

7 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

社会情勢の変化に伴い滞納整理事務特別手当及び取締業務手当を廃止するほか、障害者自立支援法の一部改正(24.6.27公布、25.4.1一部施行)により、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日

8 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

障害者自立支援法の一部改正(24.6.27公布、25.4.1一部施行)により、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められること等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日(一部の改正規定については、平成26年4月1日)

9 墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例

(1) 制定理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定(24.5.11 公布、施行日未定())により、新型インフルエンザ等の対策を行うための市町村対策本部に関する事項を条例で定めることとされることに伴い、当該対策本部に関し必要な事項を定める。

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 内容、施行期日等

別紙4のとおり

10 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

本所地域プラザを公の施設として設置するとともに、同プラザの施設の利用時間、利用料金等について定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙5のとおり

11 工場立地法区準則条例

(1) 制定理由

工場立地法の一部改正(23.8.30 公布、24.4.1 施行)により、工場の緑地面積率等の基準を区が定めることが可能となったことに伴い、当該基準を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙6のとおり

12 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

障害者自立支援法の一部改正(24.6.27 公布、25.4.1 一部施行)により、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められること等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日(一部の改正規定については、平成26年4月1日)

13 墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

建築基準法施行令の一部改正(15.12.17 公布、15.12.19 施行)により、引

用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。

- (2) 施行期日等
公布の日

14 墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容
建築基準法の一部改正 (18.5.31 公布、19.11.30 施行) 及び建築基準法施行令の一部改正 (15.12.17 公布、15.12.19 施行等) により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。
- (2) 施行期日等
公布の日

15 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由
公営住宅法の一部改正 (23.5.2 公布、24.4.1 施行) により、公営住宅の整備基準及び入居収入基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるほか、所要の規定整備をする。
- (2) 内容、施行期日等
別紙 7 のとおり

16 墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容
公営住宅法の一部改正 (23.5.2 公布、24.4.1 施行) により、公営住宅の整備基準及び入居収入基準 () について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるほか、所要の規定整備をする。
月額 2 1 万 4 , 0 0 0 円を超えない金額
- (2) 施行期日等
本年 4 月 1 日

17 墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例

- (1) 制定理由
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (23.8.30 公布、24.4.1 施行) により、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。
- (2) 内容、施行期日等
別紙 8 のとおり

18 墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例

(1) 制定理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(23.8.30 公布、24.4.1 施行)により、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の構造に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙 9 のとおり

19 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

道路法施行令の一部改正(24.12.12 公布、25.4.1 施行)に伴い道路占用料を徴収する占用物件を新設するとともに、固定資産税に係る固定資産の評価替え(平成 24 年)に伴い同占用料を改定するほか、占用の期間が複数年度にわたる場合の同占用料の徴収方法等を改める。

(2) 内容、施行期日等

別紙 10 のとおり

20 墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例

(1) 制定理由

道路法の一部改正(23.8.30 公布、24.4.1 施行)により、道路の構造の技術的基準等について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準等を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙 11 のとおり

21 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

都市公園法の一部改正(23.8.30 公布、24.4.1 施行)に伴い公園の配置、規模等に関する技術的基準等を定めるとともに、固定資産税に係る固定資産の評価替え(平成 24 年)に伴い公園の土地の使用料等を改定するほか、隅田公園内に自動車駐車場を新設する。

(2) 内容、施行期日等

別紙 12 のとおり

22 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 公衆便所の新設

次の公衆便所を公の設置として設置する。

[名 称] 東墨田一丁目公衆トイレ

[位 置] 墨田区東墨田一丁目10番28号

[敷地面積] 80.11㎡

[建築面積] 11.05㎡

イ 各公衆便所の名称変更

公衆便所の名称を公衆トイレに改める。

(2) 施行期日等

本年4月1日

23 墨田区障害者審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

障害者自立支援法の一部改正(24.6.27公布、25.4.1一部施行)により、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日

24 墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

障害者自立支援法の一部改正(24.6.27公布、25.4.1一部施行)により、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められること等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日(一部の改正規定については、平成26年4月1日)

25 墨田区児童デイサービス施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

すみだ福祉保健センターみつばち園を児童福祉法に規定する児童発達支援センターとして位置付け、同園において実施する事業に保育所等訪問支援事業等を加えるほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日

- 26 墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 改正理由及び内容
障害者自立支援法の一部改正(24.6.27 公布、25.4.1 一部施行)により、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。
- (2) 施行期日等
本年4月1日
- 27 すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例
- (1) 改正理由及び内容
障害者自立支援法の一部改正(24.6.27 公布、25.4.1 一部施行等)により、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められること等に伴い、所要の規定整備をする。
- (2) 施行期日等
本年4月1日
- 28 墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- (1) 制定理由
介護保険法の一部改正(23.5.2 公布、24.4.1 施行等)により、指定地域密着型サービスの事業に係る人員、設備及び運営等に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。
- (2) 内容、施行期日等
別紙13のとおり
- 29 墨田区居宅介護支援事業所条例を廃止する条例
- (1) 廃止理由
民間の居宅介護支援事業所の整備の進展状況等を踏まえ、墨田区居宅介護支援事業所を廃止する。
- (2) 施行期日等
本年4月1日

